

## ダンスに関する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の見直しを求める意見書

現在、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）においては、一部を除き、設備を設けて客にダンスをさせる営業を風俗営業として、規制の対象としている。

これには、戦前、ダンスホールが売買春の交渉の場として使われたことから、これを防止するため、終戦直後の昭和23年に風俗営業取締法が制定された際に、規制の対象に組み入れられたという経緯がある。

しかしながら、今日、ダンスは、芸術文化的な表現手段として世界的に認知されており、昨年度から中学校の体育の必修科目にもなっていることや、社交ダンスが特に高齢者の健康づくりに有効とされ、地域において広く親しまれていることが示すように、設備を設けてダンスをさせることをもって規制の対象とする風営法は、時代にそぐわなくなっている。

さらに、先月には、風営法のダンス関連の規制の見直しを目的に、15万筆以上の署名を集めた請願が国会に提出されるとともに、超党派の国会議員からなる議員連盟も発足し、風営法を見直すべきという機運が高まっている。

一方、ダンスを伴う営業において、薬物売買などの犯罪や騒音や酔客のけんかといったトラブルが起こることを問題視して、規制の根拠にする主張もあるが、これらの問題は、営業の仕方が問われるもので、他の手法により規制すべきものであり、設備を設けてダンスをさせること自体を規制する理由にはならない。

よって、国におかれでは、風営法について、ダンスを理由に規制している部分に関し、現代の社会背景に合わせて見直されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

国家公安委員会委員長